

公立小・中学校施設等の整備のための予算確保に関する意見書

公立小・中学校の施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものである。しかし、現状では、築40年以上の施設が多く存在しており、本市においては、校舎等の長寿命化対策を順次進めているところであるが、今後、新增築・老朽化対策等に係る事業費がさらに増大していくことが必至である。

また、昨今の猛暑日の増加や「ゲリラ豪雨」などの異常気象と言われる状況が常態化することも予想できる。学習環境の改善を図り、同時に熱中症、洪水被害にも対応し、空調設備の設置、トイレ改修、給食施設整備等について、早急に事業を進める必要がある。

しかし、このように早急に対応すべき課題が山積しているにもかかわらず、この20年間の公立学校施設整備に関する国の当初予算額の推移を見ると、1998年度に1,731億円だったものが2018年度には682億円と大幅に削減されている。

また、「大阪府北部の地震」（2018年6月）においては、ブロック塀の倒壊により小学生のとうとい命が失われる事故が発生し、その教訓から、就学環境整備及び通学路の安全安心対策・改善が急務となっている。さらに本年7月豪雨の被災地の避難所となった学校の体育館には空調設備がないことが明らかとなったが、本市においても空調設備設置校は、ゼロである。

6月以降に猛暑日が連続する状況が繰り返されることも必至である。体育授業及びクラブ活動等の安全で快適な実施が必要であることから、体育館を含む学校施設の空調設備の完備は喫緊の課題となっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、速やかに子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、安全安心の確保を図る観点から、下記の事項について、積極的な財政措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引き上げ等の財政措置の拡充を図ること。
- 2 学習環境を早急に改善できるよう、空調設備の設置、トイレ改修、給食施設整備等について、十分な財政措置を講じること。
- 3 2018年度において、公立小・中学校施設等の整備事業が円滑に実施できるよう、当初予算が大幅に減少していることに鑑み、補正予算による十分な財政措置を講じること。
- 4 希望する全ての公立小・中学校への空調設備の設置を来夏までに実現するため、

今年度の補正予算により必要かつ十分な財政措置を講じること。

- 5 児童・生徒の安全安心な就学環境を整えるため、全ての危険箇所の点検・補強補修工事等に必要となる費用について、特段の財政措置を講じること。
- 6 地震時に倒壊するおそれのあるブロック塀については、児童・生徒の命を守るため、その撤去や改修を早急に推進する必要がある。このため、新たな補助制度の創設を含め、十分な財政措置を講じること。
- 7 予備費等財源の先行投資により内部点検・改修等の対策を緊急実施していることから、交付決定前の点検・改修等についても補助対象とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重